

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	南庄東地区 (南庄東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月19日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域の現状は、地形的には国道53号線及び誕生寺川沿いの平坦地があるもののそれ以外の急傾斜地も面積の約5割を占めることから生産性効率も悪い。地区の用水源の大半を占めるため池水系では、水路延長も長く維持管理に多大な労力と費用を要している状況である。更に、農業用機械や施設が更新時期を迎えている農業者が多くなっている状況である。また近年、鳥獣害被害もますます増大していて、農業意欲に悪影響を与えている。本地域の最大の課題は、後継者不足・担い手不足である。また、急傾斜地域での法面管理のための労働時間の削減対策も急がれる課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地域の作付け作目は、水稻や黒大豆を主体に作付けしていたが、近年は野菜(キュウリ、白ネギなど)と果樹(ブドウ)を作付けする農業者も増えてきている。将来は可能な限り、作業の共同化(農業用機械の共同化や防除作業の共同化など)を行い、農作業の効率化と省力化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・現在は都会や近隣地で生活している地域出身者も多くいる。定年退職や近年の働き方改革によるリモートワーク移行者のUターンや新規就農希望者の受け入れを促進・対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・離農を希望する農業者が現れた際には、隣接地の農業者が相談を受けるが条件等の内容によっては農地中間管理機構を経由しての貸付も検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・新たな区画整理は計画しなくて施設の補修や補強には各種補助事業(中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業など)に積極的に参加して農家負担の軽減を図る。また、きめ細かな点検実施により補修・修繕を早期に行うことでも負担軽減を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・現在の農業者のみでは将来、管理が困難となる農地が増大すると懸念される。定年退職後の帰農や新規就農の候補者には農地維持の推進を図る。希望者には技術等を集落ぐるみでフォローアップして将来的に地域の担い手・後継者として育成する。また、可能な作業があれば障がい者の参画も考慮する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・この地域には、農業生産法人「岡山県農商」の拠点があることから、作目や農作業内容が一致すれば農業と福祉が連携して、農業分野での活躍を通じて障害者等の就労・社会参画の機会の確保を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③農業機械を共同化することにより、農機具への過剰投資を防止して生産性の向上を図る。また、ドローン防除作業を共同で行い、作業の効率化と農作物の品質向上も図る。